

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年11月13日
【会社名】	株式会社構造計画研究所
【英訳名】	KOZO KEIKAKU ENGINEERING Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 服部 正太
【本店の所在の場所】	東京都中野区本町四丁目38番13号 日本ホルスタイン会館内
【電話番号】	03(5342)-1100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 湯口 達夫
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区本町四丁目38番13号 日本ホルスタイン会館内
【電話番号】	03(5342)-1100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 湯口 達夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 112,659,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社構造計画研究所 大阪支社 (大阪府中央区淡路町三丁目6番3号 御堂筋MTRビル5階)  株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	47,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成29年11月13日開催の取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分(以下、「本自己株式処分」といいます。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	47,000株	112,659,000	
一般募集			
計(総発行株式)	47,000株	112,659,000	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位(株)	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,397	-	1	平成29年11月29日	-	平成29年11月29日

- (注) 1. 本有価証券届出書の効力発生後に締結する募集株式の総数引受契約に基づく第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先との間で募集株式の「株式総数引受契約」を締結しない場合は、本自己株式処分は行われなないこととなります。
4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に募集株式の「株式総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記「(4) 払込取扱場所」へ発行価額の総額を払込むものとし、

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社構造計画研究所	東京都中野区本町四丁目38番13号 日本ホルスタイン会館内

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 東京営業部	東京都文京区後楽二丁目5番1号

## 3 【株式の引き受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
112,659,000		112,659,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

## (2) 【手取金の使途】

取締役(社外取締役を除く)及び当社と委任契約を締結している執行役員(以下、「取締役等」といいます。)を対象に、中長期的視野を持って、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とした「役員向け株式給付信託」を導入するため、本自己株式処分を行うものです。

なお、本自己株式の処分により調達する資金112,659,000円については、当事業年度(平成30年6月期)中に全額を諸費用支払いなどの運転資金に充当する予定です。

また、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

## a 割当予定先の概要

名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)
本店の所在地	東京都中央区晴海一丁目8番11号 (晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーY)
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 桑名 康夫
資本金	51,000百万円
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る信託業務・銀行業務
主たる出資者及びその出資比率	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社：66.66% 株式会社りそな銀行：33.33%

## b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	割当予定先において当社普通株式17,800株(発行済株式総数の0.29%)を信託財産として保有しております。また、割当予定先の出資者である株式会社りそな銀行において当社普通株式200,000株(発行済株式総数の3.28%)を保有しております。
人事関係	当社と割当予定先の間には、該当事項はありません。但し、当社取締役(監査等委員である者を除く)のうち1名及び監査等委員である取締役のうち1名が割当予定先の出資者である株式会社りそな銀行の出身者であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社と割当予定先の間には、該当事項はありません。但し、割当予定先の出資者である株式会社りそな銀行とは、銀行取引、信託銀行取引があります。

割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成29年11月13日現在のものです。また、出資関係につきましては、平成29年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

役員向け株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)の内容

当社は、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者とする信託契約(以下、「本信託契約」といいます。)を締結します。本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。また、株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)を再信託受託者として本信託に係る有価証券等の信託財産の管理を再信託します。割当予定先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)は、当該再信託に係る契約によって設定される信託であります。

## (1) 本制度の概要

本信託は、あらかじめ当社が定めた「役員向け株式給付信託株式給付規程」(以下、「株式給付規程」といいます。)に基づき、一定の受益者要件を満たした当社の取締役等に対し、当社株式及び金銭を給付する仕組みです。

当社は、取締役等に対し、役位、担当部門及び業績目標の達成度に応じて事業年度ごとにポイントを付与し、原則として取締役等が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時に定められた確定ポイント数に応じた数の当社株式及び金銭を給付します。取締役等に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

当社は、株式給付規程に基づき取締役等に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、株式会社りそな銀行(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))に金銭を信託します。日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)は、株式給付規程に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を当社からの第三者割当により取得します。

また、第三者割当については、本信託と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される株式総数引受契約に基づいて行われ、本信託を通じて日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が当社株式を取得します。割当予定先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)(原信託受託先：株式会社りそな銀行)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人の指図に従いますが、信託の当社経営からの独立性を確保するため一律不行使とします。

なお、信託管理人には、当社と利害関係を有しない第三者が就任します。

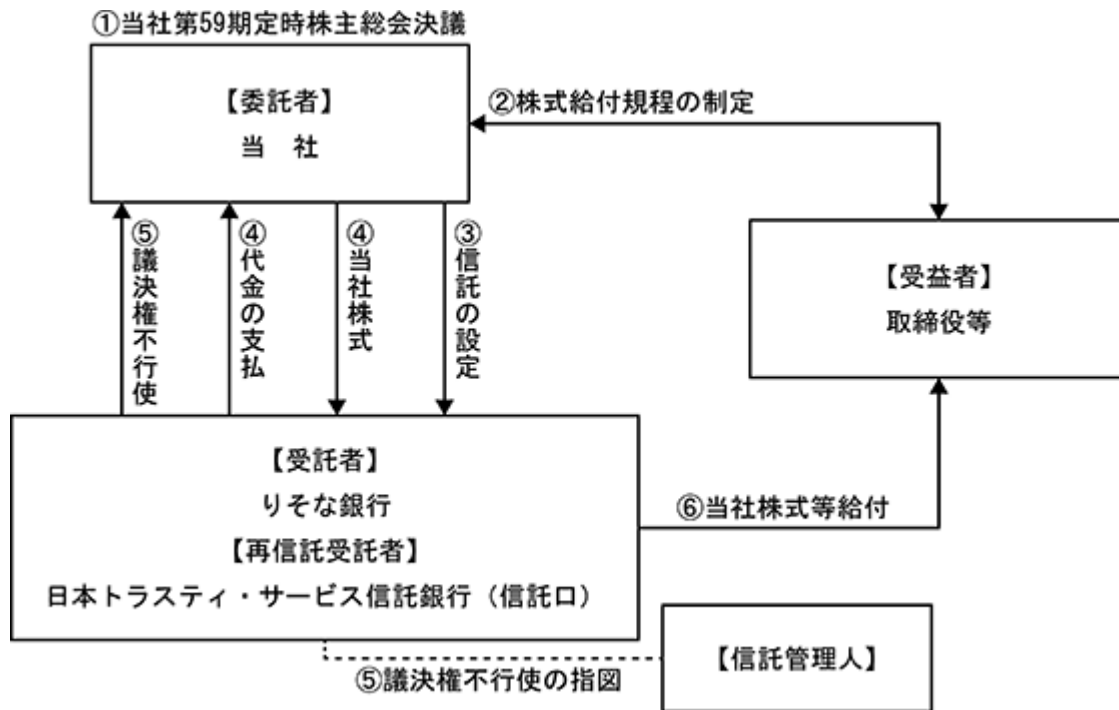
## (2) 受益者の範囲

株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者

### (本制度の概要)

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 名称        | : 役員向け株式給付信託   |
| (2) 委託者       | : 当社   |
| (3) 受託者       | : 株式会社りそな銀行<br>(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))  |
| (4) 受益者       | : 当社取締役等のうち、受益者要件を満たす者   |
| (5) 信託管理人     | : 当社と利害関係を有しない第三者  |
| (6) 本信託契約の締結日 | : 平成29年11月29日(予定)  |
| (7) 金銭を信託する日  | : 平成29年11月29日(予定)  |
| (8) 信託の期間     | : 平成29年11月29日(予定)から信託が終了するまで   |
| (9) 議決権行使     | : 行使しない  |
| (10) 取得株式の種類  | : 当社普通株式   |
| (11) 取得株式の総額  | : 112,659,000円   |
| (12) 株式の取得時期  | : 平成29年11月29日  |
| (13) 株式の取得方法  | : 第三者割当による処分(第三者割当の方法による当社株式の取得)   |
| (14) 残余財産     | : 当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、当社取締役会決議により消却することを予定しています。<br>金銭については、その時点で存在する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイント数に応じて按分して給付することを予定しています。 |

## 株式給付信託の概要



当社は、本制度の導入に関して平成29年9月15日開催の当社第59期定時株主総会において、役員報酬枠の承認決議を得ております。

当社は、本信託の導入に関して取締役会において株式給付規程を制定しております。

当社は、上記の当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、本信託の対象者を受益者候補とする信託を設定します。なお、上記範囲内で金銭を追加して信託することができるものとします。

本信託は、上記で信託された金銭を原資として当社株式を当社(自己株式の処分)から取得します。

本信託内の当社株式にかかる議決権については、信託期間を通じて一律に行使しないものとします。

信託期間中、上記の株式給付規程に基づき、各取締役等に対して対象期間中の所定の日に、役員、担当部門及び業績目標の達成度に応じて事業年度ごとにポイントを付与します。退任時等、株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を給付します。その際には、納税資金確保の観点から当該ポイントの30%を上限とする一定割合に相当する数の当社株式について本信託内で金銭換価します。

c 割当予定先の選定理由

当社は、本制度の導入にあたり、円滑な導入や導入後の事務体制、過去の実績、本信託に係る事務コスト等を他社比較等も含めて総合的に勘案した結果、株式会社りそな銀行より提案のありました本信託を導入することといたしました。

また、当社は機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を行ってまいりましたが、本信託の導入にあたり、自己株式の有効活用のため自己株式の割り当てを行うこととなりました。

これらの経緯を踏まえ、本信託においては「役員向け株式報酬制度の内容」に記載しましたとおり、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者として本信託契約を締結した上で、当社が、本信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)を割当予定先として選定したものであります。

d 割り当てようとする株式の数

47,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)は、本自己株式の処分により取得する当社株式を、本信託契約に基づき、信託期間内において株式給付規程に基づき当社株式を受益者に給付するために保有するものです。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社から株式会社りそな銀行(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))へ信託する当初信託金をもって、割当日において信託財産内に存在する予定である旨、本信託契約書案により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人の指図に従います。

信託管理人には、当社と利害関係を有しない第三者が就任します。なお、本信託内の当社株式に係る議決権は信託の経営からの独立性を確保するため一律不行使といたします。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他団体(以下、「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、割当予定先のホームページ等の公開情報に基づき調査を行い、同社の倫理憲章の一つとして「反社会的勢力への冷静かつ信念を持った毅然とした対応」が掲げられ、その取り組みに問題がないことを確認しました。その結果、当社といたしましては割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないと判断いたしました。なお、当社は、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3 【発行条件に関する事項】

#### a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式処分は、本制度の導入を目的として行います。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議を行った日(以下、「本取締役会決議日」といいます。)の直前営業日(平成29年11月10日)の東京証券取引所における当社株式の終値である2,397円といたしました。

本取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値を採用したのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的であると考えたためです。

なお、当該価額は、本取締役会決議日の直前営業日の終値を採用していること及び本取締役会決議日の直前1カ月間(平成29年10月11日から平成29年11月10日)の終値の平均である2,416円(円未満切り捨て)からの乖離率は-0.79%(小数点以下第3位を四捨五入)、同直前3カ月間(平成29年8月14日から平成29年11月10日)の終値の平均値である2,270円(円未満切り捨て)からの乖離率は5.59%(小数点以下第3位を四捨五入)、同直前6カ月間(平成29年5月11日から平成29年11月10日)の終値の平均値である2,186円(円未満切り捨て)からの乖離率は9.65%(小数点以下第3位を四捨五入)となっていることから、処分価額の算定は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、処分先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額に該当しない旨の意見を表明しております。

#### b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、株式給付規程に基づき対象期間である3事業年度に付与すると見込まれる株式の総数に相当するものであり、平成29年9月30日現在の発行済株式総数6,106,000株に対し0.77%(平成29年9月30日現在の総議決権数47,856個に対する割合0.98%。いずれも小数点以下第3位を四捨五入。)となりますが、株式給付規程に基づく株式の給付は、取締役等の退任等に伴うもので緩やかに行われるため、本自己株式処分による株式が大量に株式市場に流出することは考えられません。

加えて、本自己株式処分は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるものであり、当社の企業価値の向上に繋がることから、その希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。



## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に対する 所有議決権数の割合(%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対する 所有議決権数の 割合(%)
株式会社南悠商社	東京都港区虎ノ門4丁目1-35	490	10.24	490	10.14
服部正太	東京都品川区	436	9.11	436	9.02
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	269	5.63	269	5.57
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2-1	200	4.18	200	4.14
構研所員持株会	東京都中野区本町4丁目38-13	185	3.87	185	3.83
富野 壽	神奈川県茅ヶ崎市	151	3.17	151	3.14
有限会社構研コンサルタント	東京都千代田区神田神保町1丁目103-501	150	3.13	150	3.10
阿部誠允	東京都武蔵野市	93	1.95	93	1.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	17	0.37	64	1.34
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	54	1.13	54	1.12
計		2,047	42.78	2,094	43.34

- (注) 1. 平成29年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。  
2. 上記には、当社所有の自己株式を含めておりません。  
3. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
4. 所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入して表記しております。  
5. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権数を、平成29年9月30日現在の総議決権数(47,856個)に本自己株式処分により増加する議決権数(470個)を加えた数で除した数値です。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた第59期有価証券報告書及び第60期第1四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成29年11月13日)までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成29年11月13日)現在においても変更の必要はないと判断しております。

### 2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に掲げた第59期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成29年11月13日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成29年9月20日提出臨時報告書)

#### 1 「提出理由」

当社は、平成29年9月15日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 「報告内容」

##### (1) 株主総会が開催された年月日

平成29年9月15日

##### (2) 決議事項の内容

###### 第1号議案 定款一部変更の件

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公平性、透明性および効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

###### 第2号議案 取締役(監査等委員である者を除く)11名選任の件

取締役(監査等委員である者を除く)として、服部正太、阿部誠允、澤飯明広、渡邊太門、山岡和馬、湯口達夫、水野哲博、荒木秀朗、木村香代子、郭献群および本庄修二を選任するものであります。

###### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、黒木弘聖、樋口哲朗および中込秀樹を選任するものであります。

###### 第4号議案 取締役(監査等委員である者を除く)の報酬等の額決定の件

経済情勢等諸般の事情を考慮して、取締役(監査等委員である者を除く)の報酬等の額を、年額250,000千円以内(うち社外取締役40,000千円以内)と定めるものであります。

###### 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額40,000千円以内と定めるものであります。

###### 第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、根本博史を選任するものであります。

###### 第7号議案 取締役および執行役員に対する株式報酬等の額および内容の決定の件

取締役(社外取締役を除く)および当社と委任契約を締結している執行役員に対する株式報酬制度の導入を行うものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果および賛成(反対)割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	32,453	81	0	(注)1	可決 99.47
第2号議案 取締役(監査等委員である者を除く) 11名選任の件				(注)2	
服部 正太	32,452	82	0		可決 99.47
阿部 誠允	32,431	103	0		可決 99.40
澤飯 明広	32,455	79	0		可決 99.48
渡邊 太門	32,450	84	0		可決 99.46
山岡 和馬	32,446	88	0		可決 99.45
湯口 達夫	32,455	79	0		可決 99.48
水野 哲博	32,455	79	0		可決 99.48
荒木 秀明	32,455	79	0		可決 99.48
木村 香代子	32,455	79	0		可決 99.48
郭 献群	32,454	80	0		可決 99.47
本荘 修二	32,439	95	0	可決 99.43	
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の 件				(注)2	
黒木 弘聖	32,401	133	0		可決 99.31
樋口 哲朗	32,401	133	0		可決 99.31
中込 秀樹	32,381	153	0	(注)2	可決 99.25
第4号議案 取締役(監査等委員である者を除く) の報酬等の額決定の件	32,349	185	0	(注)2	可決 99.15
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の 額決定の件	32,386	148	0	(注)2	可決 99.26
第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名 選任の件	32,420	114	0	(注)2	可決 99.37
第7号議案 取締役および執行役員に対する株式 報酬等の額および内容の決定の件	32,364	170	0	(注)2	可決 99.20

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第59期)	自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日	平成29年9月19日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第60期第1四半期)	自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日	平成29年11月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年9月19日

株式会社構造計画研究所  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩尾 健太郎  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久保田 正崇  
業務執行社員

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社構造計画研究所の平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社構造計画研究所の平成29年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社構造計画研究所の平成29年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社構造計画研究所が平成29年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月13日

株式会社構造計画研究所  
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩 尾 健太郎	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保田 正 崇	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社構造計画研究所の平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第60期事業年度の第1四半期会計期間(平成29年7月1日から平成29年9月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成29年7月1日から平成29年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社構造計画研究所の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。